

共同住宅用の料金について（令和5年10月1日現在）

1 共同住宅用料金計算の概要

本市で共同住宅用扱い（給水条例第3条ほか）として認定している物件には、共同住宅全体の使用水量を一つの水道メーターで計量し、共同住宅全体としての水道料金を代表者である水道使用者（給水契約者）に請求する制度が適用されます。

この場合に適用される水道料金は、共同住宅用の料金体系（給水条例第30条）を用いて求めます。

このような共同住宅用の料金体系を用いるのは、本市の水道料金が逦増制（使えば使う程に単価が高くなる制度）を採用しているため、一定の使用水量を超えると、共同住宅の一世帯（一戸）当たりの料金負担額が通常の一戸建て住宅に居住する使用者に比較して高額となる可能性があるためです。

そのため、各戸に水道メーターを設置していない共同住宅で基準に適合したときは、お客様からの申請に基づき、共同住宅内の各世帯（各戸）に口径13ミリの水道メーターが設置されているものと同様に料金の計算を行う制度を採用しています。

なお、この制度を利用するには、給水条例第3条第2項等に基づき、水道の使用者による本市への届出と水道事業管理者の認定が必要になります。

※水道料金は、使用水量及び世帯数によっては、「共同住宅用扱い」の方が割高になる場合もありますので、ご注意ください。

2 共同住宅用料金のイメージ

(1) 本市では共同住宅用扱いと認定された物件では、次のようにみなして水道料金を請求しています。

- ・各世帯（各戸）の水道メーター口径を13ミリとみなします。
- ・各世帯（各戸）の使用水量が均等であるとみなします。
- ・各世帯（各戸）の水道料金を計算し、その合計額を共同住宅の水道料金として水道使用者（給水契約者）に請求します。

(2) 具体的なイメージ

設定例 世帯数 4世帯

使用口径 20ミリ

使用水量 81立方メートル(9-10月分)

1か月あたりの使用水量 9月分：41立方メートル 10月分：40立方メートル

※端数が生じた場合は、前月分を切上げ、後月分を切捨てます。

9月分

	使用水量	合計金額 (税抜)	口径 13 ミリ の基本料金	8 m ³ を超え、 20 m ³ までの分	20 m ³ を超え、 30 m ³ までの分	30 m ³ を 超える分
			890 円	単価 175 円	単価 220 円	単価 310 円
1世帯目	11 m ³	1,415 円	890 円	525 円		
2世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
3世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
4世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
水道料金	41 m ³	5,135 円				

10月分

	使用水量	合計金額 (税抜)	口径 13 ミリ の基本料金 890 円	8 m ³ を超え、 20 m ³ までの分 単価 175 円	20 m ³ を超え、 30 m ³ までの分 単価 220 円	30 m ³ を 超える分 単価 310 円
1 世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
2 世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
3 世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
4 世帯目	10 m ³	1,240 円	890 円	350 円		
水道料金	40 m ³	4,960 円				

9—10月分

	使用水量	合計金額 (税抜)	税	合計金額 (税込)
1世帯目	21 m ³	2,655 円		
2世帯目	20 m ³	2,480 円		
3世帯目	20 m ³	2,480 円		
4世帯目	20 m ³	2,480 円		
水道料金	81 m ³	10,095 円	1,009.5 円	11,104 円 (合算後、円未満切捨て)

2か月分の水道料金は11,104円となります。

(参考)

仮に上記の設定例の物件を一般用で計算した場合、 18,997円になります。

9月分

	使用水量	合計金額 (税抜)	口径 20 ミリ の基本料金	8 m ³ を超え、 20 m ³ までの分	20 m ³ を超え、 30 m ³ までの分	30 m ³ を 超える分
			1,080 円	単価 175 円	単価 220 円	単価 310 円
水道料金	41 m ³	8,790 円	1,080 円	2,100 円	2,200 円	3,410 円

10月分

	使用水量	合計金額 (税抜)	口径 20 ミリ の基本料金	8 m ³ を超え、 20 m ³ までの分	20 m ³ を超え、 30 m ³ までの分	30 m ³ を 超える分
			1,080 円	単価 175 円	単価 220 円	単価 310 円
水道料金	40 m ³	8,480 円	1,080 円	2,100 円	2,200 円	3,100 円

9—10月分

	使用水量	合計金額 (税抜)	税	合計金額 (税込)
水道料金	81 m ³	17,270 円	1,727.0 円	18,997 円 (合算後、円未満切捨て)

- ア 口径20ミリのメーターが設置されているため、口径20ミリの基本料金が発生する。
- イ 使用水量が9月、10月ともに30立方メートルを超えるため、水量料金が最大で310円／1立方メートルのランクで計算される。

3 注意事項

- (1) 各世帯（各戸）の使用水量を均等にみなしているのは料金計算上の方法であり、実際の各戸の使用水量とは異なります。
- (2) 各世帯（各戸）に対する水道料金割り振り等に関しては、水道使用者（給水契約者）と各世帯（各戸）の居住者との間の契約事項等になり、本市水道局では関知できませんのでご了承ください。
- (3) 本市水道局では使用世帯数を基に共同住宅用扱いの水道料金を算定しています。使用世帯数が変更となった場合には、必ず「共同住宅用使用世帯数異動届出書」を水道局までご提出ください。

4 実際の計算例

実際の計算例は「共同住宅用の料金表（1か月）とその計算例」をご覧ください。